

県営名古屋空港に関する要請書



令和2年8月
県営名古屋空港協議会



県営名古屋空港に関する要請

県営名古屋空港は、小型機拠点空港としてビジネス機専用ターミナルを整備し、2005年の開港以来、全国に先駆けて国際ビジネス機の受入に取り組んでまいりました。特にC I Q関係機関におかれましては、専用ターミナルを活用した短時間で円滑な審査を実施していただき、国内外の利用者から高評価をいただいております。

県営名古屋空港では、年間着陸回数は2万回を超え、乗降客数は90万人を超えております。国際ビジネス機の利用では、主要空港に次ぐ7番目の規模となっております。

国においては、コロナ禍で滞っている「国際的な人の往来再開の段階的な措置」として、感染症が落ち着いている国との再開に加えて、その他の国・地域についても、往来再開の方法が検討されており、その前提となる防疫上の更なる要件として、少人数によるビジネスジェットの利用が例示されています。一般の旅客と完全に動線が分離された県営名古屋空港は、一層重要な役割を果たすべきと思います。

加えて、県営名古屋空港の隣接地では、三菱スペースジェットの生産・整備の拠点化が進められており、商談や整備のため県営名古屋空港へ飛来する国際ビジネス機に対応するなど、小型機拠点空港としての機能のさらなる充実が求められております。

当協議会といたしましては、県営名古屋空港のビジネス機の拠点化、利用促進の取組をより一層積極的に推進したいと考えております。

つきましては、下記の事項について、特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 国土交通省航空局の通達の内容を踏まえた審査を実施し、国際ビジネス旅客の空港での出入国手続の迅速化を実現すること。
- 2 全国13番目の着陸回数、多くの乗降客に加え、国際ビジネス機の往来も盛んな県営名古屋空港における運航の安全をより確かなものとするため、運航用飛行場予報(TAF)又は、飛行場時系列予報により、運航会社等へ飛行場の気象情報を早期に配信されること。

令和2年8月

県営名古屋空港協議会

会 長 山 本



○24時間前までの申請に係る申請期間の特例の概要

外国航空機の指定外空港(※)における離着陸に係る許可申請については、ビジネスジェット等の受入に関する環境整備のため、商用目的で出入国する個人等の場合、3日前までに申請できないことやむを得ないと認められる場合には、使用空港におけるスロット等の調整及びCIQ官署との調整を終えていること等の条件のほか、これらの調整を開始した際に航空局に情報提供することを条件に、24時間前までに申請されたものについて有効とみなすこととなった。

※外国航空機の航行については、原則、国土交通大臣が指定した成田、羽田、中部等の指定空港(29空港)において着陸及び離陸を行う必要がある。県営名古屋空港は指定外空港のため、外国航空機の離着陸については国土交通大臣の許可が必要となっている。

国土交通省航空局航空ネットワーク部航空事業課長通達(抜粋、平成28年10月26日制定)

航空法施行規則(昭和27年運輸省令第56号。以下「規則」という。)第230条の2(法第126条第5項ただし書に定める外国航空機の指定外空港等における離着陸の許可に係る細則)、第231条(法第127条ただし書に定める外国航空機の国内使用の許可に係る細則)及び第234条の2(法第130条の2に定める外国航空機による有償運送の許可に係る細則)に基づく申請に係る規則第235条の4に規定された申請期間の特例について、以下のとおりとする。

1.規則第230条の2に基づく申請について

(2)商用目的で本邦に出入国する個人若しくは法人の役員(これらの者に随行者を含む。)のみの運送のため、若しくは医療目的で本邦に出入国する個人(随行者を含む。)のみの輸送のため、又は給油のみのために、国土交通大臣の指定する空港等以外の空港等において、着陸し、又は離陸する場合であって、その着陸又は離陸の予定日目の3日前までに申請を行うことができないことやむを得ないと認められるときは、規則第235条の4に規定された申請期間の特例に基づき、その着陸又は離陸の予定日目の24時間前までに申請されたものについて有効なものとして扱う。

○国際ビジネス機の飛来状況

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 1
飛来機数	67	69	65	69	83	76	80	62	79	66	75
内訳	外国国籍機	66	64	53	55	76	66	57	47	62	65
	日本国籍機	1	5	12	14	7	10	23	15	10	10

○他のTAF等配信空港と県営名古屋空港の空港利用実績比較

	種別	着陸回数/回	乗降客数/人	飛行場予報
名古屋	その他	21,759 ⑬ (70)	913,539 ③③ (631)	
八尾	その他	13,015 ⑰ (1)	0 (0)	時系列予報
百里(茨城)	共用	2,933 ⑥③ (469)	733,397 ③⑧ (146,915)	TAF
美保(米子)	共用	3,292 ④⑨ (360)	674,989 ④① (96,700)	TAF
帯広	特定地方管理	6,919 ③③ (7)	675,068 ④⑩ (2,533)	TAF
女満別	地方管理	4,754 ④① (5)	833,568 ③⑤ (982)	TAF
福島	地方管理	4,351 ④⑨ (75)	268,381 ④⑨ (19,749)	TAF
出雲	地方管理	6,630 ③⑤ (6)	1,002,395 ③② (1,225)	TAF
松本	地方管理	3,099 ⑤⑩ (18)	136,444 ⑥③ (1,073)	時系列予報
能登	地方管理	1,557 ⑦④ (11)	167,905 ⑤⑧ (2,016)	時系列予報

平成30(2018)年 空港管理状況調査書(国土交通省航空局)より抜粋、丸数字は順位、()内数値は国際線

※令和元(2019)年の速報値では乗降客数は942,714人

○県営名古屋空港協議会

県営名古屋空港が、通勤航空やビジネス機など小型機の拠点空港として、当地域の一層の発展に寄与するよう地域を挙げて支援していくため、地元自治体、経済団体及び関係企業・団体等が参加し設立した。

・設立日 平成17(2005)年1月28日

・組織の概要
 会長：名古屋商工会議所会頭
 副会長：愛知県副知事、名古屋市副市長、春日井市長、小牧市長、豊山町長
 事務局：名古屋商工会議所
 会員：特別会員…自治体(67団体)、団体関係(65団体)
 賛助会員…趣旨に賛同する企業(20社)

・事業内容 県営名古屋空港の利用促進に関する事業、県営名古屋空港の整備に必要な諸事業